

オープンカウンター方式 実施要領

(定義)

第1条 本実施要領(以下、「本要領」という。)で定めるオープンカウンター方式とは、気象庁(気象研究所、気象衛星センター、管区気象台及び沖縄気象台を除く。)が発注する、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約(以下、「少額随意契約」という。)において、契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。)が、見積の相手方を特定しないで調達内容等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る調達方式をいう。

(対象)

第2条 予算決算及び会計令(以下、「予決算」という。)第99条第2号及び第7号に規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

(参加資格)

第3条 本方式による見積合わせに参加できる者は以下の資格を有している者であること。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 二 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、競争参加を希望する地域を「関東・甲信越地域」として競争参加資格を有している者又は当該競争参加資格を有していない者にあつては見積書提出期限までに競争参加資格の認定を受けていることを証明できる者であること。ただし、参加希望者が少数と見込まれる等の場合には、過去の実績等により十分な履行能力がある者の参加を認める場合がある。
- 三 気象庁から指名停止を受けていないこと。
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(見積依頼等の方法)

第4条 見積依頼及び仕様書取得並びに見積提出に関する諸条件は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼書(仕様書等含む)を気象庁ホームページ及び電子調達システム(GEPS)に掲載することをもって見積依頼とする。
- 二 仕様書等のファイルはパスワードによる保護をしているため、希望する案件について、下記アドレスまで「契約件名」、「仕様書を希望する旨」を記載の上送信すること。後日気象庁から保護解除のパスワードを連絡するので、そのパスワードにてダウンロードをすること。

アドレス:kishou-keiyaku@jma.go.jp

宛先 : 気象庁総務部総務課調達管理室(契約班)

- 三 仕様書等の取得をした者は交付を受けたことを上記アドレスまで報告すること。
- 四 見積書の提出は、本要領及び仕様書等熟読のうえ、見積書提出期限までに、下記までに持参、郵送(当日必着)するか、見積依頼書に記載の担当者のアドレスまで電子メールにより提出すること(上記アドレスへの提出は無効とする)。

なお、見積書には、案件に関する一切の費用を含めた総価(消費税及び地方消費税含む)を記載すること。ただし、単価契約の場合は、単価×予定数量で算出された予定総価(消費税及び地方消費税含む)を記載すること。

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9 8F

気象庁総務部総務課調達管理室 第〇契約係

- 五 見積書には、気象庁指定様式にて作成し、次に掲げる事項を全て記載すること。
- ・契約件名
 - ・見積金額
 - ・見積書提出日
- 六 質疑等については、見積依頼書に記載の担当者のアドレスまで問い合わせること。後日気象庁より回答する(上記アドレスへの質疑等は無効とする)。
- 七 仕様書で定める規格に関して、同等品以上のもので見積書を提出する場合は、事前に気象庁に承認を得ること。

(見積合わせ)

第5条 見積書提出期限の翌日以降に諸条件により見積合わせを行う。

一 見積参加者の立会

見積合わせの際の見積参加者の立会は求めない。

二 くじ引き

最低の価格(売払案件において最高の価格)を見積もった者が複数いる場合は、「くじ引き」により契約予定者を決定する。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知するものとする。

もし参加できない場合は当該調達機関で契約事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととする。

三 再度見積

提出された見積書すべてが、予定価格の制限に達しなかったときは、見積に参加した者に対して、再度見積書の提出を求めるものとする。再度見積の提出期限までに見積書の提出が無い場合や、予定価格の制限の範囲内で見積もりが無い場合は、オープンカウンター方式での見積は成立しない。

その場合は、別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことがある。

四 落札者の決定

有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格(売払案件において最高の価格)を見積もった者を契約予定者として決定し、当該予定者のみにメール等によりその旨通知する。

なお、契約予定者は、通知を受けた後速やかに見積金額の内訳書(様式は任意)を提出すること。

(見積書の無効)

第6条 次に掲げるもののいずれかに該当する見積書は、原則として無効とする。

- 一 指定様式以外の様式により作成した見積書。
- 二 記名を欠く見積書。
- 三 見積金額を訂正した見積書。
- 四 誤字脱字等により意思表示が不明確な見積書。
- 五 提出期限までに提出場所に到達しなかった見積書。
- 六 本実施要領を遵守しない者が提出した見積書

(その他)

第7条 その他下記事項に留意すること。

- 一 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 二 契約保証金については、これを免除とする。
- 三 見積書作成及び提出等にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。
- 四 官側の都合により、見積合わせを取り止めることがある。
- 五 見積書を一旦提出した後は、見積書の引換え、変更又は取消しを行うことはできないものとする。